

明 示 書

講座の名称	中型一種運転技能講習(B)																
実施方法	① 通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)																
指定講座番号	3	1	2	0	0	1	3	—	2	4	1	0	0	3	2	—	0
講座の創設年月日	教育訓練給付金対象講座の指定期間					過去一年の講座実績		入講者数(累積)(21人)					修了者数 (21人)				
昭和37年 5月 2日	令和9年3月31日まで																
訓練期間	1ヶ月					総訓練時間					15時間						
1、教育訓練目標																	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						中型自動車運転免許証											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						国家公安委員会、厚生労働省											
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						・普通一種運転免許(MT)を所持している者。 ・年齢20才以上で、運転経験が通算2年以上の者。 ・道路交通法上に定める運転免許の欠格事由に該当しない者。 ・教習料金を納めた者。											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						運送・建設業界に於ける輸送・移動業務											
2、教育訓練の内容																	
教科 (カリキュラム)						時間			使用教材名								
適性検査						0.8時間			OD式安全性テスト								
中型一種技能教習(第1段階)						5.8時間			中型自動車、大型/中型教本								
中型一種技能教習(第2段階)						6.7時間			中型自動車、大型/中型教本								
中型一種学科教習(第2段階)						0.8時間											
						計14.1時間											
3、受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)																	
①受講するに当たって必要な実務経験等						普通一種運転免許(MT)を所持し、年齢20歳以上、運転経験通算2年以上											
①受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						常識的な道路交通法の知識や危険を予測した運転技能等を有していること											
③その他																	

明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況									
(1)資格取得状況									
① 令和4年度内の受講修了者数	男性	19人	女性	2人	性別不明	人	合計	21人	
(①'うち教育訓練受給者数)	男性	人	女性	人	性別不明	人	合計	人	
② ①のうち目標資格の受験者数	男性	19人	女性	2人	性別不明	人	合計	21人	
(②'うち教育訓練受給者数)	男性	人	女性	人	性別不明	人	合計	人	
③ ②のうち合格者数	男性	19人	女性	2人	性別不明	人	合計	21人	
(③'うち教育訓練受給者数)	男性	人	女性	人	性別不明	人	合計	人	
④ 上記資格取得状況を把握できた者の数	男性	19人	女性	2人	性別不明	人	合計	21人	受験率 100.0 %
(④'うち教育訓練受給者数)	男性	人	女性	人	性別不明	人	合計	人	合格率 100.0 %
(2)受講修了者による講座の評価等 うち給付金受給者									
① 回答者総数								2	人 0 人
② 受講開始時の就業状況等(問3)	1 正社員							2	人 0 人
	2 非正社員、派遣社員							0	人 0 人
	3 その他の就業(自営業等)							0	人 0 人
	4 非就業者							0	人 0 人
③ 受講開始前と現在の就職先の変化(問4)	1 受講開始前の就業先と現在の就職先は同じ							2	人 0 人
	2 受講開始前の就業先と現在の就職先(自営業等含む)は異なる							0	人 0 人
	3 受講開始前は就業していたが、現在は就業していない							0	人 0 人
④ 受講後の就業状況等(問5)	1 正社員							2	人 0 人
	2 非正社員、派遣社員							0	人 0 人
	3 その他の就業(自営業等)							0	人 0 人
	4 非就業者							0	人 0 人
⑤ 受講後の賃金変化(問6)	1 3割以上増加した							0	人 0 人
	2 1割以上3割未満増加した							0	人 0 人
	3 1割未満増加した							0	人 0 人
	4 変わらない							2	人 0 人
	5 1割未満減少した							0	人 0 人
	6 1割以上3割未満減少した							0	人 0 人
	6 3割以上減少した							0	人 0 人
⑥ 講座の受講の効果(問7)	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ							0	人 0 人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる							2	人 0 人
	3 社内外の評価が高まる							1	人 0 人
	4 早期に転職・再就職ができる							0	人 0 人
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる							0	人 0 人
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる							0	人 0 人
	7 趣味・教養に役立つ							0	人 0 人
	8 その他の効果							0	人 0 人
	9 特に効果はない							0	人 0 人
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況(問8(2))	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した							0	人 0 人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した							0	人 0 人
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した							0	人 0 人
	4 就職していない							0	人 0 人
⑧ 講座の全体評価(問9)	1 大変満足							1	人 0 人
	2 おおむね満足							1	人 0 人
	3 どちらとも言えない							0	人 0 人
	4 やや不満							0	人 0 人
	5 大いに不満							0	人 0 人
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法									
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法			該当教育訓練カリキュラムの第1段階、第2段階各々最終時間に於いて「みきわめ」を実施し、各々概ね70～80%以上のレベルに達しているか否かを把握する。						
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数									
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法									
該当教育訓練カリキュラムの第1段階、第2段階を各々100%受講した後、道路交通法施行規則第34条に準じて大型車技能検定を実施し、修了検定60点以上、卒業検定70点以上の成績を修めた者に対して卒業証明書を交付することで教育訓練修了を認定する。									

明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	マンツーマン方式の教習方法から個別指導の活用を図るとともに、適性に応じた指導、助言を取り入れる等して、効果的な教習に努める。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	近隣のハローワークと連携をとりながら就職情報等をロビーに備える等して就職の斡旋に努める。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 東雲学園 (代表者名: 安住 学)		
住所及び連絡先	鳥取県鳥取市里仁97番地1	TEL	0857-31-2111
施設名称及び施設長名	イナバ自動車学校 (施設長: 前田 貴寿)		
住所及び連絡先	鳥取県鳥取市里仁97番地1	TEL	0857-31-2111
給付制度担当部署・者	総務部 (担当者: 岸田 大地)		
連絡先	TEL 0857-31-2111		
教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		224,290 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		55,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		169,290 円
		(うち、必須教材費	0 円)
	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		25,950 円
	① 副読本代 (税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)		0 円
	③ 施設維持費 (税込額)		0 円
	④ その他 (税込額)		25,950 円
	3. 総額 (1 + 2) (税込額)		250,240 円

〔特記事項〕

○1.②受講料について: 昼間部入校の者については、夜間料金19,800円を割引く。
 ○2.教育訓練給付金の対象外となる経費の④その他とは、修了検定・卒業検定料、卒業証明書料、仮免許手数料、写真代とする。
 なお、仮免許手数料2,850円は非課税。